

第 427 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 4 年 7 月 29 日 (金) 午後 1 時 33 分から午後 2 時 50 分まで
- 2 場 所 九段第三合同庁舎 1 1 階 共用会議室 1 - 3
- 3 出席者 公益代表委員 5 名 労働者代表委員 5 名 使用者代表委員 5 名
- 4 議事録

都留会長 定刻になりましたので、ただ今より第 427 回東京地方最低賃金審議会を始めます。

主任賃金指導官 お手元の資料の確認をさせていただきます。本日お配りしております資料は、資料(その1)、資料(その2)及び参考(その1)、参考(その2)をお手元に配付しております。不足等ありましたら事務局にお申しつけください。

都留会長 続いて、委員の出欠状況について、事務局から報告してください。

主任賃金指導官 御報告申し上げます。

本日は、公益代表の権丈委員、使用者代表の大辻委員及び労働者代表の高野委員が御欠席でございますが、現時点で委員定数 18 名のうち 15 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数、全委員の 3 分の 2 以上、または各側委員の各 3 分の 1 以上を満たしておりますことを御報告いたします。

都留会長 それでは、お手元にお配りしております議事次第に従い、議事を進めてまいります。

まず、議事(1)ですが、中央最低賃金審議会における答申に関して、事務局から説明をお願いいたします。

賃金課長 まずは、令和 4 年 7 月 27 日の中央最低賃金審議会におきまして答申が出される予定でしたが、答申が出ていないことを御報告いたします。

中賃におきましては、目安を取りまとめるべく、公労公使で個別に御意見を伺いながら鋭意調整を進めたものの、依然として労使双方の主張の隔たりがあるとのこと。そのため、今年度の審議の進め方に関し、昨年

度の審議会においては、異例の採決となり、その後の審議の総括においても、「労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう、最大限努力する」としたことを踏まえ、丁寧な議論を行う必要があること、例年以上に、目安額とその根拠・理由について、明確で納得できるものとして欲しいとの労使からの意見が出ている状況であることを踏まえ、目安額とその根拠、理由について、公益委員が再度検討する時間が必要となったことから、例年のように翌日開催ではなく、さらに時間を置いて議論を再開することとしました。

都留会長 それでは、中央最低賃金審議会の答申が出た場合には、事務局から各委員にお伝えすることとし、専門部会にて事務局から報告をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長 それでは、そのように取り扱うこととし、労・使各側から現段階における基本的な考え方の表明をお願いします。

 まず労側、いかがですか。

田代委員 では労側として、私、田代から申し上げさせていただきたいと思います。何かあれば、ほかの委員からもお願いしたいと思います。

 この時点で目安が出ていないという本審になりまして、またこれからの専門部会もそういった中での、今日は審議になるかと思えます。ただ、中賃の状況は状況として受け入れて、審議は進めていければと思っております。

 現時点での意見ということでお聞きいただければと思いますが、私たち労働者側といたしましては、前回の7月5日開催の第426回審議会において御紹介もいただきました、私ども連合東京では、首都東京においては目指すべき水準、時給1,500円という要請書を出させていただきました。また同様の趣旨で都内の様々な労働団体、また個人の方々からも要請書が提出されていたと思います。そういった団体、さらには東京都内で働く労働者全体の代表として、職場、労働者、一人一人の声を大切に耳を傾け

て、一人一人、職場の声をこの場でお伝えして、実りある審議結果を出せるよう、最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

まだまだ出口が見えない新型コロナウイルスの状況でございます。昨日も東京で4万人超えという過去最大の感染者数だったということでもあります。私ども労働者は産業によってはかなり厳しい状況に陥っている、また続いているということでもあります。特に観光業、ホテル業、航空鉄道などの交通業、旅客業、飲食業などの産業においては雇用の在り方をどうしていくべきなのかということまで及んでおり、働く者の生活を維持して、消費を回復させて、コロナ収束後の経済の持続的成長を実現するためにも、賃上げは一層必要不可欠なものとなっていると思っております。

この数年、労使の懸命な努力により、企業労使で賃金の引上げが行われてきましたが、その結果が中小企業で働く多くの勤労者、またパートタイム労働者、有期雇用契約で働く方々、そういった労働者にまだまだ十分に行き届いていないと思っております。

また、昨今の物価の値上がりですね、原油高や社会保険料の負担増、食料品や日用品全般の物価上昇などから、実質賃金はマイナス傾向が続いているということです。私ども連合が2021年12月に試算しました、都内の労働者が最低限の生活を営むに当たり必要な賃金水準、連合のリビングウェイズによると、時間給で東京では1,190円、今は最低賃金が1,041円ですけれども、1,190円で働いて最低限の生活ができるのではないかと。また、単身世帯でも月額19万7,000円というような調査結果が出ております。現在の東京都の最低賃金は1,041円、2,000時間働いても年間で200万ちょいということでもあります。それで本当に家族を養って生活できるかというと、まだまだそういう額ではないと思っております。連合といたしましては、東京都内では時間給1,500円を掲げております。

また、全国の最低賃金が時間給で誰もが1,000円以上となるべく、東京は牽引役としてやはり重要な役割も果たしていると思っております。誰もが時給1,000円の通過点として全国平均1,000円というものを、今回の審議、各地域の審議では実現して、東京はやはり平均で1,000円、それを引っ張る役割を果たしていきたいと思っております。

また、先ほど事務局からお話がありましたけれども、本来であれば今週の火曜日かな、26日に中賃の目安が出るというお話だったかと思いますが、今週末、また来週までもつれる中賃の目安が出るのは来週になるかと思いますが、中賃での目安、またその審議経過、その場での中賃の、一步進んで藤村委員長の発言や公労使の論議経過など、また事務折衝時の事務局の発言等を詳細かつ的確に私どもは把握しながら、これから労働側として東京の審議会に臨んでまいりたいと思っております。

いずれにしても来週決定される中賃の東京の目安を重視した審議を今後行っていきたい、また10月1日発効には、こだわった審議もしてまいりたいと思っておりますので、これから短期間での審議になりますが、ぜひ御理解をいただければと思っております。

以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。

労側のほかの委員の方に補足発言はございますか。よろしいですか。

それでは、次、使側はいかがですか。

海老澤委員

ありがとうございます。

使側としましては、まだ目安も出ていないので、ちょっと申し上げるのもどうかと思いますけれども、近年の最低賃金につきましては平成28年以降ですかね、令和2年の0円を除いて、過去最高額を更新するような引上げが行われてきたということでございます。そしてこの間、影響率が最も高かった令和元年ですと16.3%、昨年10月も同じように0.1ポイント下がりましたがけれども16.2%、東京においても2桁を越える影響率がカウントされておりまして、直接的な影響を受ける企業が増加しているということは言えると思います。

根本的なところに戻りますけれども、最低賃金というのは賃金の低廉な労働者に対するセーフティネットであるという認識でありまして、最低賃金の決定に当たっては労働者の生計費、賃金並びに通常の企業の賃金支払能力というものを考慮して定めなければならないと明記されています。

平成28年度以降、令和2年を除いて引上率3%台の引上げが続いていまして、企業側からも経営実態を十分に考慮した審議が行われていないので

はないか、政策的なものが強いんじゃないかというような声も聞かれています。業況についても、業種によっても随分違ってはいますが、三原則に基づいて審議をするということは当然のことだということふうに思っています。

その中でも、使側としては賃金改定状況調査結果、とりわけ第4表というものを重視する旨を主張してきたところでございます。今後も第4表を重視した上で、他の指標も勘案しながら目安審議を進めていくべきという従来のスタンスについて変わりがないと思っているところです。

現状では、急激な原材料の高騰とか物価の上昇、円安の進行等、あとウクライナ情勢とか、いろいろございますけれども、様々な意見があるということを理解しながら慎重な審議を行っていきたいということふうに思っているところです。

私からは以上になります。

都留会長

ありがとうございました。

使側の他の委員はいかがですか。

清田委員

清田でございます。

今の海老澤委員からの発言に若干追加させていただければと思っております。

中小企業ですとか企業を取り巻く環境というのは、昨年からは回復傾向にあるということが言われておりますけれども、まだまだ雇用情勢ですとか収益環境を含めて、予断を許す状況ではないというところでございます。物価の影響につきましても、消費者物価のみならず企業物価指数も非常に高騰しているということも含めた検討が必要だと思っております。

加えて、海老澤委員からもございましたけれども、本年度の審議にしましては、新しい資本主義実行計画ですとか骨太の方針にも示されているとおり、公労使三者構成の中央・地方の最低賃金審議会において生計費、賃金、賃金支払能力、この三要素をしっかりと考慮して、各種指標、データに基づく明確な根拠の下で納得感のある水準を決定していく必要があると思います。そのために、これから審議を尽くしてまいりたいと思います。

また、恐らく今後、中央最低賃金審査会でランクごとの目安が示される

かと思えます。そして、地方最低賃金審議会の審議決定を基本とするものではなく、地域の経済、雇用の実態を見極めつつ、実勢を把握することが求められているということに留意し、改めて検討することが必要だと考えております。

私からは以上です。ありがとうございます。

都留会長

ありがとうございました。

他の委員はいかがですか。

加藤委員

加藤です。

前の2人の意見と重なる部分がございますけども、基本的な認識ということで述べさせていただきたいと思えます。

まず、三要素を考慮した議論という点でございますけども、先ほどございましたけども、いわゆる骨太の方針であるとか新しい資本主義のグランドデザインの中で改めてうたわれるまでもなく、これは最低賃金法が定めるところの要素でございますので、こういったことをしっかり踏まえて議論すべきであると。

至極当然のことを改めてここで申し上げなければならない理由としては、先ほどもありましたけども、近年、この三要素の中でも特に賃金支払能力、この要素をあまりにも軽視、あるいは考慮していないのではないかと考えざるを得ないような結果となっております。この三要素は法定事項ですので、改正決定の諮問を受けた我々としては守らなければならない事項であるということを再認識した上で、議論をすべきであると考えております。

また、言うまでもなく、最低賃金は一旦決まって施行されれば、その額自体が、例えば適切か否かは少しお許しいただくとしまして、いわゆる規制基準値というような面も持っているのではないかと考えております。これを守れなければ厳しい罰則が科せられるわけであります。そのため、この強制力を持つ額の根拠は労働者、事業者、これはもちろんのこと、国民に対しても可能な限り明確に、かつ平易に説明できるものでなければ理解が得られないと思えます。すなわち、法律としての説得力に欠けるのではないかというふうに考えます。最賃の根拠が乏しい、こうした状況が続けば遠からず、この制度に対する国民の関心が離れてしまうのではないかと

いうことを危惧いたします。したがいまして、最終的な額がどうあれ、額の根拠というものを示せる結論を導き出すべきだろうというふうに考えております。

以上です。

都留会長

ありがとうございました。

他の委員、よろしいですか。

それでは、労・使各側からの基本的な考え方を参考として、今後、専門部会において金額審議をお願いしたいと思います。

続いて、議事(2)「東京都最低賃金改正決定に係る意見」に移ります。事務局から説明してください。

賃金課長

東京都最低賃金の改正決定に係る意見につきましては、最低賃金法第25条第5項・同法施行規則第11条第1項に基づき、令和4年7月5日付で意見聴取の公示を行いました。提出期日までに111件の意見書の提出がありましたので、本日、資料(その1)の資料1として、お手元にお配りしております。また、意見書ではありませんが、要請書等の提出がありましたので、参考として配付しております。

それでは、意見書の要旨及び要請書等につきまして、事務局より説明いたします。

主任賃金指導官 各労働団体から頂きました意見書に関しまして、その要旨を御紹介します。

意見書は全部で111の団体から頂きました。お手元の資料(その1)の資料1をご覧ください。3ページから、資料1-1として、意見書提出者一覧表がございます。各団体からの意見書につきましては、資料の7ページ以降、資料1-2をご覧ください。

意見書の要旨を御紹介させていただきます。

まず、資料7ページ、提出者1、JMITU東京地方本部からの御意見です。「日本の未来をつくる若者たちが、将来に希望を持てるようにすること、安心して結婚ができ、子育ての心配がないようにすること。これらの事は安定した収入無しには叶えられません。日本の未来のためにも、審議会として最低賃金を時給1,500円以上に改定するよう強く求めます」と

いう御意見です。

次に、資料 9 ページ、提出者 2、新宿区労働組合総連合からの御意見です。「最賃 1,500 円の要求は決して贅沢な生活を求める要求ではありません。一日も早く最低賃金を 1,500 円に引き上げるよう真摯な審議をお願いいたします」という御意見です。同様の御意見を、資料 11 ページ、提出者 3、全労連・新宿一般労働組合からも頂いております。

次に、資料 13 ページ、提出者 4、全労連・全国一般労働組合東京地方本部からの御意見です。「現行法によるランク別の下での地域別最低賃金の格差を解消すると共に、世界の主流である全国一律最賃制にすべく現行最賃法を改正し早期に実現していただきたい。生計費に基づいた最賃とすべく、時給 1,500 円とされたい。最低賃金は時給だけでなく、月額での規定を再度設定し、安定した生活の保障を講じられたい。最賃審議会等では、最低賃金で生活する労働者の意見陳述を実現していただきたい」という御意見です。同様の御意見を、資料 215 ページ、提出者 104、全労連・全国一般労働組合東京地方本部一般合同労働組合からも頂いております。

資料 15 ページに戻りまして、提出者 5、東京地方医療労働組合連合会からの御意見です。「現状、わが国の最低賃金は、憲法 13 条・25 条で保障された、個人が尊重され健康で文化的な生活、労働基準法にある、人たるに値する生活を保障するものとはなっていません。あらためて最低賃金法第 1 条の目的に沿って早期に東京都の最低賃金 1,500 円以上の実現を求めるものです」という御意見です。

次に、17 ページ、提出者 6、東京土建一般労働組合三鷹武蔵野支部からの御意見です。「私たちの要求は全国どこでも早期に時間額 1,500 円以上、東京では今すぐ 1,500 円を実現することです。そのために、具体的な審議、決定をお願いします。最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度にしてください。最低賃金引上げに伴い、中小企業への支援策を拡充してください。東京で、最低賃金に近い収入で暮らす若年労働者、非正規労働者の直接、公開の意見陳述を実施してください」という御意見です。また、同組合の各支部・各分会から同様の御意見を頂いております。具体的には、19 ページ、提出者 7 以降、掲載順に、三鷹武蔵野支部の関前分会、

新川中原分会、牟礼北野分会、連雀分会、深大寺分会、大沢分会、吉祥寺分会、武蔵野中央分会、境分会、北支部、葛飾支部、墨田支部、同支部のすみだ分会、八広分会、あずま分会、本所第一分会、本所第二分会、ひきふね分会、立花分会、多摩西部支部、小平東村山支部、目黒支部、府中国立支部、狛江支部、杉並支部、荒川支部の西尾久分会、東尾久1分会、東尾久2分会、荒川分会、町屋北分会、町屋南分会、日暮里1分会、日暮里2分会、南千住分会、事業所分会、江戸川支部、八王子支部、西東京支部、同支部の第1分会、第2分会、小金井国分寺支部、西東京支部の第3分会、第4分会、第5分会、第6分会、第7分会、第8分会、村山大和支部、同支部の大和東分会、大和南分会、大和湖畔分会、大緑分会、えがしな分会、野山北分会、和分会、港支部、品川支部、町田支部、文京支部、同支部の第一分会、第二分会、第三分会、第四分会、第五分会、事業所分会、多摩・稲城支部、板橋支部のイキイキ会、女性の会、上赤成増分会、新赤塚分会、徳丸分会、舟渡高島分会、仲宿分会、若木分会、氷川分会、中央分会、大谷口分会、大谷口北分会、蓮根分会、坂下分会、前野中台分会、志村坂上分会、大山分会、板橋支部、東京土建一般労働組合からも頂いております。添付資料として、343ページ以降、300名の組合員からの自筆の意見書の写しを頂いております。

資料 61 ページに戻りまして、提出者 28、三多摩国民春闘共闘会議からの御意見です。「コロナ禍の中でとりわけ中小零細企業が深刻な経営危機に直面していることは周知の通りで、最低賃金の上昇と併せての支援策も求めます。東京の最低賃金額を 1,500 円以上に引き上げることを求めます」という御意見です。

次に、資料 91 ページ、提出者 43、全労連・全国一般東京地方本部法律会計特許一般労働組合からの御意見です。「まずは東京が先陣を切って最低賃金 1,500 円を実現することで、全国の最低賃金の引き上げを牽引していただきたいと考えます。安定した経済成長には、安定した消費行動とそれを行うだけの安定した賃金が必要です」という御意見です。

次に、資料 93 ページ、提出者 44、全国印刷出版産業労働組合総連合会東京地方連合会全印総連東京地連新日本印刷分会からの御意見です。「東

京都の最低賃金は現在 1,041 円と日本では最高額となっていますが、都内の生計費に基づけば、まったく足りない状況です。雇用形態にも、年齢にも、性別にも、仕事の内容にも左右されることなく、誰でも、どこでも、8 時間働けば普通に生活できるために、2022 年度の改定で 1,500 円に到達するよう 459 円以上の改定を求めます」という御意見です。同様の御意見を、資料 211 ページ、提出者 102、全国印刷出版産業労働組合総連合会東京地方連合会大日本印刷分会、資料 213 ページ、提出者 103、全国印刷出版産業労働組合総連合会東京地方連合会からも頂いております。

資料 141 ページに戻りまして、提出者 68、全労連・全国一般労働組合東京地方本部都市銀行関連労働組合からの御意見です。「世界の主流である全国一律最賃制を早期に実現するよう政府に強く働きかけていただきたい。また、そのための最低賃金法改正を実現していただきたい。東京の最低賃金は時給 1,500 円とされたい。フルタイムで働く労働者のためにも最低賃金は時給だけでなく、月額 25 万円での規定を再度設定していただきたい。最低賃金審議委員の選考基準を明らかにすると共に、基発 45 号に基づく公正な選出を行っていただきたい。最賃審議会、専門部会の情報公開を完全に行うとともに、最低賃金で生活する労働者の意見陳述を実現していただきたい」という御意見です。

次に、資料 143 ページ、提出者 69、足立区労働組合総連合からの御意見です。「東京における最低賃金を 1,500 円へ引き上げることを求めます。また、労働者の生活の安定を目的とする最低賃金法の趣旨にのっとり、労働者の生計費を基軸に審議していただくことを求めます。地域別最低賃金の格差解消にむけ全国一律最低賃金制度の創設を審議することを求めます。審議会・専門部会を全面公開とし、公開の審議の場での最低賃金ラインの労働者の意見陳述を実施するよう求めます」という御意見です。

次に、資料 145 ページ、提出者 70、渋谷区労働組合総連合からの御意見です。「東京の最低賃金について、早期に時給 1,500 円以上をめざしてください。審議会・専門部会の議事録を全面公開し、最賃審議の透明性を確保してください。審議にあたり、春闘共闘が実施した生計費調査に基づく時間額 1,500 円の必要性について、意見陳述を実現してください」という

御意見です。

次に、資料 147 ページ、提出者 71、東京都立大学労働組合からの御意見です。「広範な非正規労働者の生活に大きな影響をもつ東京の最低賃金を、生活実態を調査したうえで審議し、速やかに 1,500 円以上に引き上げること。審議会および専門部会は全面公開すること。審議にあたり、東京で暮らす労働者、非正規労働者が直接意見陳述する場を保障すること。世界では常識となっている全国一律の最低賃金制度の必要性を国に要望すること」という御意見です。

次に、資料 149 ページ、提出者 72、東京春闘共闘会議からの御意見です。「東京で早期に時給 1,500 円の実現へ、大幅な最賃額の改定をしてください。審議委員の選任に当たっては私たちの代表も加え、より広い産業・職業、様々な雇用形態を対象にして、その特性から発する意見を募り、より実態を反映した議論ができるようにしてください。近年において最賃の影響率が高まっている状況においては、最賃近傍で働く人たちの生活実態や切実な要望は、審議の判断にも極めて重要なことだと考えます。当事者や組合・団体が行う意見陳述の機会を実行してください」という御意見です。

次に、資料 203 ページ、提出者 99、郵政産業ユニオン東京地本からの御意見です。「異常な物価上昇で生活必需品が大幅に値上げされており、今年には大幅にアップし、一律で 1,500 円になるようにしていただきたい。1,500 円になれば郵政に働く非正規労働者は人並みの生活を営むことができますし、健康面でも安心して働き続けられます」という御意見です。

次に、資料 205 ページ、提出者 100、東都生協統一労働組合からの御意見です。「最低賃金のランク区分を廃止し、全国一律制とすること、中小企業支援においては生産性向上を優先する施策を改め、社会保険料の負担軽減策、公正取引の実現や下請け業者の保護策、地域経済の活性化対策などを行うよう、積極的な意見具申が必要と考えます」という御意見です。同様の御意見を、資料 223 ページ、提出者 108、東京地方労働組合評議会パート・非正規労働者連絡会からもいただいております。

次に、資料 209 ページ、提出者 101、文京区労働組合総連合からの御意見です。「時給 1,500 円の早急な実現をめざし、計画を答申すること。今

年の地方最低賃金を約 16%、153 円以上引き上げを答申すること。最低賃金の全国一律化の提言をすること。中小企業への抜本的支援を提言すること」という御意見です。

次に、資料 217 ページ、提出者 105、全労連・全国一般労働組合東京地方本部一般合同労働組合アデランスグループ支部からの御意見です。「今年度の最低賃金は 1,500 円に引き上げて頂くこと、少なくとも 1,500 円に引き上げる目途を明らかにし今年度はその第 1 歩を踏み出す大胆な引き上げを求めます。併せて、最低賃金制は全国一律とするよう、求めます」という御意見です。

次に、資料 219 ページ、提出者 106、目黒区労働組合総連合からの御意見です。「全国一律最賃の法制化を同時進行し、まずは東京の最低賃金を急ぎ 1,500 円にするようにしてください」という御意見です。

次に、資料 221 ページ、提出者 107、墨田区労働組合総連合からの御意見です。「最低賃金の大幅な引き上げは全ての区民がまともな生活を維持する最低限の願いです」という御意見です。

次に、資料 227 ページ、提出者 109、東京地方労働組合評議会青年部協議会からの御意見です。「最低賃金引き上げを望む 170 人もの労働者の声を真摯に受け止め、最低賃金を 1,500 円にしてください」という御意見です。

次に、資料 233 ページ、提出者 110、東京地方労働組合評議会女性センターからの御意見です。「誰もが結婚・妊娠・出産・子育て等の選択ができ、人間らしい生活が営めるよう、最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。世界ジェンダーギャップ指数では日本の男女格差は 116 位。年収 200 万円以下の非正規女性労働者の賃金底上げにむけて、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。ひとり親世帯が人間らしく生活ができるように、最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。コロナ禍で浮き彫りとなった女性の、貧困・自殺率の改善のためにも、最低賃金を大幅に引き上げること」という御意見です。また、当該団体の呼びかけによる個人意見書を 82 通、頂いております。

以上が、令和 4 年度の東京都最低賃金審議に当たって、東京地方最低賃

金審議会に寄せられた御意見の要旨です。

続きまして、意見書ではありませんが、最低賃金に関する要請がありましたので御紹介いたします。

お手元の資料の参考目次をご覧ください。

参考1は、日本出版労働組合連合会東京地域協議会連絡会から提出された、「意見書 地域最低賃金の引き上げと、審議会・専門部会の全面公開と公正運営を求める」と題する文書です。

参考2は、生協労連コープネットグループ労働組合から提出された、「2022年度の東京の最低賃金が生存権を保障するものであるため大幅引き上げを求める意見書」と題する文書です。

参考3は、東京春闘共闘会議から提出された、「全国一律最賃制度の創設と東京で早期に1500円の実現を求める署名703筆、累計20,348筆」と題する文書です。署名は中央のテーブルに置かせていただいております。

参考4は、東京春闘共闘会議から提出された、「最低賃金の大幅な引き上げへ、物価高騰における生活実態を反映した審議がされることを要望します」と題する文書です。

参考5は、日本共産党東京都議会議員団から提出された、「最低賃金時給1500円以上の実現を求める申し入れ」と題する文書です。

最後に、お手元の資料の参考目次(その2)をご覧ください。

参考1として、東京弁護士会から提出された「最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明」と題する文書です。

要請文書につきましては以上です。

都留会長

ありがとうございました。

提出された意見書等について、何か御意見、御感想などございますか。

労側委員は、いかがでしょうか。

田代委員

先ほども申し上げたんですけれども、これだけの意見書をしっかり受け止めて、労働者側の代表として審議に臨みたいと思います。

以上です。

都留会長

労側の委員、ほかによろしいですか。

使側委員は、いかがですか。

海老澤委員 様々な意見があるということは受け止めて、慎重に審議してまいりたいと思います。

都留会長 今回提出された意見書を通じて、働いている方の様々な実態が伝わってきたかと思います。また、審議会の運営に関しても様々な御意見があることを理解いたしました。

次に、議事(3)「労働経済関係統計資料等について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 それでは、お手元にございます、第427回東京地方最低賃金審議会、資料(その2)目次と題された資料集をご用意ください。

私のほうから、こちらの資料(その2)の資料1から9までについて、ご説明させていただきます。

最初に、1ページ以降、主要指標の推移について、ご説明させていただきます。

3ページ、資料1-1、労働経済関係資料(その1)をご覧ください。裏面4ページ、その2も含めまして、これらの資料は、7月5日に開催した第428回本審でもお配りしたものの更新資料となっております。その1が雇用、賃金、労働時間、求人倍率等の雇用状況に関する資料、その2は鉱工業指数、所得・消費、物価指数、企業倒産等の状況といった、雇用を取り巻く経済環境に関する資料となっております。

続きまして、5ページの資料1-2をご覧ください。東京都及び内閣府で発表している都内総生産、国内総生産の名目、支出側の数値になっております。なお、東京都の数値は令和2年度以降の公表を休止していることを御報告させていただきます。

続きまして、6ページ、資料1-3をご覧ください。内閣府で発表されている都民及び国民1人当たりの所得及び雇用者報酬の額になっております。なお、令和元年度以降の数値は現時点では公表されておりません。

続いて、7ページ、資料1-4をご覧ください。東京都内の中小企業の設備投資の動向について、四半期ごとの推移を示したものになります。

続いて、8ページ、資料1-5をご覧ください。内閣府から発表されている全国の機械受注統計調査報告に基づく資料になっております。船舶、

電力を除く、動向を示したものとなっております。

続きまして、9ページ、資料1 - 6をご覧ください。こちらは国土交通省で発表されている建築着工統計調査に基づくもので、東京都及び全国の新設住宅着工戸数を示したものとなっております。

続きまして、10ページ、資料1 - 7をご覧ください。こちらは経済産業省が実施している商業動態統計の百貨店・スーパー販売額の統計数値となっております。

続きまして、11ページからの資料2「経済情勢関係資料」について、ご説明いたします。

13ページ以降の資料2 - 1には、全国の景況を示す指標として、本年7月1日に発表されました「日銀の短観（概要）2022年6月」を掲載させていただいております。全国の約1万社の企業を対象に、四半期ごとに実施しているものとなっております。

続きまして、31ページ、資料2 - 2「東京都中小企業の景況（令和4年7月調査）」をご覧ください。こちらは東京都の中小企業の景況を示す指標として、東京都産業労働局から発表されたものとなっております。

続きまして、37ページからの資料3、賃金関係資料について、ご説明させていただきます。

まず、39ページから41ページまでの資料につきましても、賃金構造基本統計調査の数値から、事務局のほうで作成した資料となっております。

39ページの資料3 - 1は平成18年から令和元年までの東京都内における高卒、大卒の新規学卒者の初任給の額の推移を示したものと、令和2年の東京都内における新規学卒者の所定内給与額を示したものとなります。資料の下のアスタリスクの箇所に書いてありますとおり、令和2年から、賃金構造基本統計調査におきまして、従来の初任給額の調査を廃止し、新規学卒者に該当する者の6月分の所定内給与額（通勤手当を含む）を集計する方法に変更していることから、前年分までと単純に比較することはできないかと思われませんが、御参考までに掲載しております。なお、新規学卒者の所定内給与額の令和3年分については、現時点で公表されておられません。

40 ページ、資料 3 - 2 をご覧ください。こちらは、短時間労働者のうち、女性の 1 時間当たりの所定内給与の推移を示したものになります。最低賃金の影響を受けやすいと言われる女性に着目した形で作成された資料になりますが、こちらの資料 3 - 1 及び 3 - 2 については、令和 2 年以降、集計方法が変更されたため、前年分までと単純に比較できないかと思われませんが、御参考までに掲載しております。

続きまして、41 ページ、資料 3 - 3 をご覧ください。こちらは、東京を含めた A ランク内及び全国平均における女性の短時間労働者の 1 時間当たりの所定内賃金額の推移をまとめたものになります。こちら先ほどと同様、令和 2 年以降、集計方法が変更されているため、前年分までと単純に比較することはできませんが、表を分けて参考掲載としております。

続きまして、43 ページから 45 ページまでの資料のほうをご覧ください。これらの資料は 7 月 5 日に開催した第 426 回本審でもお配りしたものの更新資料となりまして、本年、令和 4 年における春季賃上げ状況の東京都の最終結果を示した資料となります。43 ページは春季賃上げ要求状況、44 ページが妥結状況になります。45 ページは過去 10 年間の要求・妥結結果が示されたものになります。

続きまして、47 ページからの資料 4 「生計費関係資料」について、ご説明させていただきます。

49 ページ、資料 4 - 1 をご覧ください。こちらは、A ランク内の主要都市における標準生計費の推移の数値を比較したものととなります。なお、標準生計費とは、総務省統計局のホームページによる説明によりますと、標準的な生活モデルを設定し、その生活に要する費用を算定したものとのことでした。

50 ページ、資料 4 - 2 をご覧ください。こちらは、A ランク内における家計収支費の推移です。総務省が発表しております家計調査年報に基づき、主要都市の実収入・実支出等の推移を表にまとめたものになります。

続きまして、51 ページ、資料 4 - 3 をご覧ください。こちらは、A ランク内における消費者物価地域差指数の推移となります。こちらは令和 3 年につきましては、現時点では公表されてございません。

続きまして、52 ページ、資料 4 - 4、こちらのほうをご覧ください。こちらは、平均消費性向の推移について、記載しております。注意書きにもございますように、平均消費性向とは、可処分所得に対する消費支出の割合を示したものになります。

続きまして、53 ページからの資料 5「最低賃金の推移関係資料」について、ご説明させていただきます。

55 ページ、資料 5 - 1 ですが、こちらは東京を含めた A ランク内における地域別最低賃金の推移になります。平成 22 年度以降の A ランク内の最低賃金額、引上率及び発効日をまとめた表となっております。

続きまして、56 ページ、資料 5 - 2 をご覧ください。こちらは A ランク内における最低賃金額と一般賃金水準との比較になります。左から、一般労働者、パート女性労働者、高卒初任給（但し、高卒初任給に关しましては令和 2 年から新規学卒者の 6 月分の通勤手当を含む所定内給与額を集計する方法に変更されている）となっており、賃金水準と最低賃金の比率・比較を表したものとして表にまとめさせていただいております。高卒初任給について、令和 2 年以降、集計方法が変更されているため、女性の短時間（パート）労働者の数値が前年分までと単純に比較できないものとなっておりますが、参考として掲載させていただいております。

続きまして、57 ページ、資料 5 - 3 をご覧ください。こちらは A ランク内及び全国加重平均による地域別最低賃金の影響率と未満率の推移を表したものになります。注意書きにありますように、影響率は当該年度の最低賃金の改正により、その改定後に最低賃金を下回る労働者数の割合となっております。また、未満率につきましては、当該年度の最低賃金を引き上げる前、つまり現在設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合になります。

続きまして、59 ページからの資料 6「令和 4 年度最低賃金に関する基礎調査結果」についてご説明させていただきます。これらは、今年度の最低賃金に関する実態調査として、令和 4 年度最低賃金に関する基礎調査結果となります。

61 ページ、資料 6 - 1「令和 4 年度最低賃金に関する基礎調査結果」を

ご覧ください。それぞれ、記の 1、2 にありますとおり、当該調査の調査地域は東京都、調査産業は日本標準産業分類に定める産業のうち、100 人未満の製造業・30 人未満の卸売業等を対象としております。調査事業所は、記 3 にありますとおり、令和 4 年 6 月 1 日現在の民営事業所で 1 年以上継続して事業を営んでいる事業所から一定の方法により抽出した事業所、約 3,300 事業所、対象労働者は約 1 万 3,000 人となっております。

調査結果について、ご説明させていただきます。63 ページ、資料 6 - 2 をご覧ください。こちらは、「総括表(1)」として、全労働者を対象としたもので、表の一番上の左から三つ目の列群、こちらのほうが事業所の規模別の集計結果、表の一番上の左から五つ目、一番右の列群、こちらのほうが年齢別の集計結果となっております。そして、一番左の欄、こちらのほうに 1 時間当たりの所定内賃金額が 1 円刻みに記載されておりまして、表の左から二つ目の列、「合計」欄の各行に 1 時間当たりの所定内賃金額が支払われている累積労働者数と累積構成比が示されており、上段の数値が累積労働者数、下段の括弧書きの数値が累積構成比のパーセンテージとなっております。

当該調査における未満率について、ご説明いたします。現在、東京の最低賃金は 1,041 円でございますので、表の一番左の列の真ん中辺りの行にございます 1,040 円の欄を御覧いただき、左から 2 番目の列の合計欄、こちらのほうを見ますと 1,040 円で支払いを受けている方の累計労働者数、累計構成比が示されており、こちらの累計構成比が「2.7%」となっておりますので、令和 4 年度における全体の未満率は 2.7%ということになっております。

続きまして、67 ページをご覧ください。こちらの表はパート労働者を対象としたものとなっております。先ほどと同様に、表の一番左の列の真ん中辺りの行にあります、1,040 円の欄の合計欄を御覧いただき、左から 2 番目の列の合計欄を見ますと 1,040 円で支払いを受けている方の累計労働者数、累計構成比が示されておりまして、こちらは累計構成比が「1.8%」となっておりますので、令和 4 年度におけるパート労働者の未満率、こちらのほうは 1.8%ということになります。

続きまして、71 ページ、「総括表(2)」をご覧ください。こちらは全労働者対象で、左から三つ目の列群、こちらのほうが男性の年齢別、左から四つ目、一番右の列群、こちらのほうが女性の年齢別の集計結果となっております。こちら先ほどと同様、表の一番左の列の真ん中辺りの行にございます、1,040 円の欄の合計欄をご覧ください、左から 3 番目の列の男性計の欄の累積構成比を御覧いただくと、未満率が「2.3%」であること、左から 10 番目の列の女性計の欄の累積構成比を御覧いただくと、未満率が「3.1%」であることが確認できるかと思えます。

次に、75 ページ、こちらのほうをご覧ください。こちらはパート労働者を対象としたものでございまして、先ほどと同じく、左から三つ目の列群が男性の年齢別、左から四つ目、一番右の列群が女性の年齢別の集計結果となっております。こちら、表の一番左の列の真ん中辺りの行にございます 1,040 円の欄の合計欄を御覧いただき、左から 3 番目の列の男性計の欄の累積構成比を御覧いただくと、未満率が「1.9%」であること、左から 10 番目の列の女性計の欄の累積構成比を御覧いただくと、未満率が「1.7%」であることが確認できるかと思えます。

続きまして、79 ページから 85 ページまでの資料をご覧ください。これらの資料は、先ほどの総括表の集計、こちらを棒グラフで表したものとなっております。

資料 6 - 3 をご覧ください。先ほどの総括表の集計を棒グラフで表したものとなっております。79 ページと 81 ページはそれぞれ全体及びパートの 1 円刻みで表した棒グラフ、83 ページと 85 ページはそれぞれ全体及びパートの 10 円刻み、100 円刻みで表した棒グラフとなっております。

次に、87 ページ、資料 6 - 4 をご覧ください。こちらは東京都における最低賃金の未満率の推移でございます。先ほど申しましたように、令和 4 年度につきましては全体の未満率が 2.7%となっております。こちらでは平成 28 年度からの推移をまとめて示しております。

89 ページ、資料 6 - 5 をご覧ください。こちらは東京都の最低賃金の影響率の推移をまとめて示したものとなっております。なお、前年度、令和 3 年度の東京都の全体の影響率、こちらは 15.4% ございました。

続きまして、93 ページをご覧ください。こちらは労働基準監督署において行った、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果に関する資料となっております。毎年1月から3月にかけて、全国で最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施しております。上段に示しているのが東京労働局の数値、下段が全国の数値となっております。

続きまして、95 ページからの資料8「賃金引上げ等生産性向上に向けた支援等」をご覧ください。これらの資料は、賃金引上げ等生産性向上に向けた支援等に係る資料となっております。

97 ページをご覧ください。こちらは、令和4年度業務改善助成金（通常コース）のリーフレットでございます。業務改善助成金は、事業所内で最も低い時間給を30円以上引き上げた中小企業、小規模事業者に対して、設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度でございます。引き上げる労働者数に応じて上限額が異なっております。なお、申請期限は現時点で令和5年1月31日までとなっております。

続きまして、99 ページをご覧ください。こちらにあります、東京働き方改革推進支援センターにおきましては、賃金引上げのための業務改善に関する相談に関し、無料相談などをワンストップで支援しているところとなっております。

続きまして、101 ページをご覧ください。こちらは中小企業等の生産性向上等に係る支援策（助成金関係）を東京労働局でまとめた表でございます。

また、103 ページのものでございますが、こちらは経済産業省関連及び厚生労働省関連の中小企業の生産性向上等に係る支援策を示した資料となっております。これらの資料にございますように、中小企業等の生産性向上等に係る支援策として、業務改善助成金をはじめとしたキャリアアップ助成金など、様々な支援策がございますことから、東京労働局におきましても、これらの制度の周知、こちらのほうを今後行ってまいりたいと考えております。

続きまして、105 ページからの資料9「目安に関する小委員会配付資料」に関してご説明させていただきます。これらの資料は、令和4年度の中央

最低賃金審議会・目安に関する小委員会において、配付された資料をまとめたものになります。

107 ページから 234 ページまでは、令和 4 年 7 月 12 日に開催された「第 2 回目安に関する小委員会配付資料」でございまして、109 ページから 118 ページにかけて、令和 4 年賃金改定状況調査の結果が示されております。

109 ページをご覧ください。こちらは、令和 4 年賃金改定状況調査結果の調査の概要でございます。賃金改定状況調査は、毎年度の最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するよう、労働者の賃金改定の状況等を把握するために実施している一般統計調査でございます。本年におきましては、調査事業所数は全国 1 万 5,861、そのうち A ランク 5,251、B ランク 3,844、C ランク 3,633、D ランク 3,133、回収率は合計で 29.9%、集計労働者数は 3 万 533 人でした。

続きまして、114 ページ、115 ページをご覧ください。こちらは賃金改定状況調査の結果、出てきた調査結果の一つでございまして、いわゆる第 4 表でございます。第 4 表とは、常用労働者数 30 人未満の企業に属している民営事業所に対し、前年 6 月と当年 6 月の労働者の賃金等を調査することで、時間当たり所定内賃金の賃金上昇率を把握するものでございます。

続きまして、119 ページからは「生活保護と最低賃金」に関する資料。

123 ページからは「地域別最低賃金額、未満率及び影響率」に関する資料、126 ページからは「賃金分布に関する資料」、168 ページからは「最新の経済指標の動向」に関する資料、215 ページからは「委員からの追加要望資料」、223 ページからは「足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみの抜粋）」として、第 1 回目安小委員会で配られた資料の更新資料が、228 ページからは「主要統計資料（更新部分のみ抜粋）」として、同じく第 1 回目安小委員会で配られた更新資料が示されております。

続きまして、235 ページから 242 ページまでは、令和 4 年 7 月 19 日に開催された「第 3 回目安に関する小委員会配付資料」で、委員からの追加要望に基づき提出された資料でございます。

続きまして、243 ページから 253 ページまで、こちらは令和 4 年 7 月 25 日に開催された「第 4 回目安に関する小委員会配付資料」でございます。

245 ページからは、「足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみの抜粋）」として第1回目安小委員会で配られた資料の更新資料が、251ページからは「主要統計資料（更新部分のみ抜粋）」として、同じく第1回目安小委員会で配られた更新資料が示されております。

私からの説明は以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。

只今の説明の内容に関して、何か御質問があればお願いいたします。

田代委員

今いただいた説明、すみません、ありがとうございました。

242 ページの第4表の、これは今まで見ていなかったような気がするんですけど、これの、もうちょっとご説明を、出てきた背景とか、何かあれば。

賃金課長

第4表 につきましては、今回、中央最低賃金審議会におきまして藤村会長からの要望ということで提出された資料ということで聞いております。令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍した労働者のみを対象とした集計結果で、一般労働者、パートタイム労働者の合計の賃金上昇率を示した資料となっております。

以上です。

都留会長

よろしいですか。ほかに御質問等ありますか。

統計資料について、よろしければ、議事（4）「その他」に進みます。何か予定の議題以外に審議すべき事項がございますか。

特になければ、審議終了といたします。

本日の議事録は東京地方最低賃金審議会運営規定第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は澤登委員、使側委員は海老澤委員に確認をお願いいたします。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

賃金課長

次回の開催日程については、後日事務局より御連絡させていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。

以上です。

都留会長

ありがとうございました。

それでは、本会はこれにて終了といたします。本日はお疲れさまでした。